

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。

令和8年4月17日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
(監査総務課)

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した随時監査の結果は、次のとおりです。

令和8年4月17日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査対象事項
(1) 令和4年度から令和7年度までの市町村下水道事業等補助金の技術審査状況
(2) 執行体制の状況
- 監査対象機関及び実施内容
(1) 対象機関

- 土木部
- (2) 実施年月日
令和8年3月13日
- (3) 担当監査委員
大場 秀 樹
渡 辺 仁
- (4) 実施方法
書面監査
- 5 監査等の結果
監査の結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。

是正・改善を求めた事項				
<p>・ 内部統制及び補助金交付の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。 (事実)</p> <p>甲町の令和5年度及び令和6年度の市町村下水道事業等補助金について、チェック体制が整っていなかったため、補助対象に該当しないにもかかわらず、誤って補助額を県南建設事務所に内示し、同建設事務所において交付を決定し、補助金を交付している。</p> <p>補助金交付額</p> <table><tr><td>令和5年度</td><td>153,000円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>95,000円</td></tr></table> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>補助金交付の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。</p>	令和5年度	153,000円	令和6年度	95,000円
令和5年度	153,000円			
令和6年度	95,000円			

(監査総務課)